



ユタカな国へ あきた美じょん

— 鈴木茂夫 —

秋田と聞いて、皆さんは何を思い浮かべますか。

世界三大美女として知られる小野小町の生誕地で、最近では秋田県出身の女優さんやタレントさんがテレビで活躍していることから、「秋田美人」を思い浮かべる人も少なくないかも知れません。最近ですと、全国学力テストで日本トップクラスの好成績を収めていることから、日本一の子供の力を育む県を思い浮かべる人もいらっしゃるでしょう。

その秋田県秋田市で11月20、21日に第28回「法人会全国青年の集い」秋田大会が開催されます。

今回の秋田大会のスローガンは「ユタカな国へ あきた美じょん」です。

スローガンにある通り、秋田は観光資源が豊富です。

世界遺産に登録された白神山地をはじめとする豊かな自然に恵まれ、世界一の強酸性の玉川温泉や乳頭温泉など温泉の宝庫でもあります。

また、大晦日の民俗行事として皆さんもご存じの「なまはげ」や短い夏に五穀豊穡を願う「竿燈まつり」などの郷土芸能も地域で大切に受け継がれています。

食の豊かさでは「あきたこまち」に代表される全国有数の稲作地帯でもあります。

大会が開催されるころは、秋から冬へ季節が移ろい寒さも増しますが、ちょうど新米が出回る時期と重なります。その、美味しい新米で作った「きりたんぼ鍋」と酒処、秋田の清酒を味わいながら旬の食材を堪能して大いに交流を深めて頂ければと思います。

秋田美人は、その容姿端麗なことだけでなく、老若男女を問わず、おもてなしの心を備えた秋田の美しき人々を表す言葉とも言われています。

温泉や食に加えて人情でもあたたかさを感じて頂ければと思います。

大勢の皆様のご参加を心からお待ちしております。

秋田県法人会連合会会長 株式会社 富士商会 代表取締役社長
株式会社 あらた 顧問

ほろいん

2014

秋

No.686

- 1 ▶ **エール**
- 2 ▶ **私の経営哲学**
株式会社 ブルボン
代表取締役社長 吉田 康
“自在に”考える力
- 4 ▶ **特集「女性経営者座談会」**
女性が輝く社会に向けての課題と
法人会で得られるもの
- 7 ▶ **全法連ひろば**
平成27年度税制改正に関する提言を決議
「今後の法人会のあり方」提言書(案)を提出
- 8 ▶ **平成27年度税制改正提言要旨**
- 11 ▶ **法人会リレーニュース**
国名勝にも指定 岩屋で鬼婆コンサート
環境大臣表彰を受賞
- 13 **情報分析の目**
- 14 **税論**
- 15 **税務相談 Q&A**
- 16 **実践 税務調査**
- 17 **健康バンザイ**
- 18 **暮らし塾**
日本人の名字
- 19 **江戸異聞**
- 20 ▶ **間違いさがし・マンガ「難解の世代」**
▶ **読者から・編集後記**

私の経営哲学

MY MANAGEMENT PHILOSOPHY

第2回

Yasushi
Yoshida



“自在に”考える力

吉田 康 | 株式会社 ブルボン
代表取締役社長

Yasushi Yoshida, President

1924(大正13)年、関東大震災の翌年に北日本製菓として創業した株式会社ブルボン。創業者である吉田吉造氏が地方への菓子供給がストップした窮状を憂い、地方にも量産工場をと決意したことが始まりだ。それから90年、ブルボンは

創業の志を継承しながら大きく成長し、日本を代表する菓子メーカーとなった。1996年に社長に就任した四代目の吉田康氏は2011年から柏崎法人会の会長も務め、地域のスポーツ及び文化支援にも積極的。

根底にあるものは 創業の精神

Q お菓子業界のリーディングカンパニーとして、創業以来、柏崎に本社を構えていらっしゃいますが、地方に
いる意義を教えてください。

A ブルボンは元々和菓子屋だったのが
関東大震災で地方への菓子供給
がストップしてしまったことを受け、創
業した会社です。関東中心の製造メー
カーだけではいけない、地方にも量産す
る基地が必要だという創業の精神があり
ます。災害の時に皆様の役に立つ、そし
て、ここ柏崎に立地することが本来の目
的ですので、大きくなったからといって
東京に出ていこうという発想は全くあり
ません。創業して40年後に新潟地震、更
にその40年後に中越沖地震があり、これ
から首都直下型や南海トラフなどの地震
が心配されるなか、私も産業は地域地域
にうまく分散されて発展していくのがい
いだろうと思っています。食料品で災害
の時に役に立つ、柏崎にあってよかつ
たと言われるような企業を目指したいと
思っています。

Q あえて新潟の、ここ柏崎にいらつ
しゃるといふことですね。

A その通りです。不自由なことは特
に感じていません。社員は他
県出身者も多く、役員も柏崎出身は一人
か二人。会社は柏崎にあります。グ
ループ会社や拠点は全国にありますし。

強いて言えば物流でのデメリットくら
いでしょうか。柏崎は「地方の地方」。人
口デフレとどう立ち向かうかというテー
マがあります。ビスケット業界で会社が
大きく伸びた今、もう一度創業の精神に
立ち戻って、地方都市に本社がある企業
を参考に、これから先もずっと柏崎で頑
張っていただける企業にしたいと思っていま
す。そうすることで色々なものがこの地
に残ると思うんです。

Q ヒット商品を沢山生み出されてい
ますが、新しい商品を作る秘訣が
あれば教えてください。

A うちの場合、ここ柏崎を中心に
やっていくことを考えると何かに
こだわってやっていくことではなく、カ
テゴリを広げていくという選択で商品
を作っています。実際、少しずつ軸足を
広げていっています。例えば三代目が始
めたミネラルウォーターもその一つ。水
を買って飲むなんて当初はイメージ出来
ず、疑問の声も沢山ありました。偶然に
も1995年、阪神淡路大震災の日
にたまたま生産をスタートしたのですが、
翌朝には神戸に水を届けて、被災地の皆
さんのお役に立てたことは、創業の目的
を再確認できた瞬間でもありました。勿
論、ヒットしなかった商品も中にはあり
ます。ただ、失敗しないと分からないこ
ともありますよね。何が大切かという
時代のニーズをいち早く読み取ることだ
と思っています。

Q 経営者として、吉田社長が大切に
していることは何でしょうか？

A 「自在な思考力」です。先代が築
いてくれたものに沿って、自分た
ちの進むべき道を時代のニーズを正確に
読み取り決断する、その思考習慣を身に
つけるということです。固定概念や常識
にとらわれることなく、どこから必要な
芽が出てくるか、常に自分の位置も確認
しながら、何らかの縛りがある中で自在
な考え方が出来る習慣をと言いますか。

それは自分たちだけでなく自分たちを取
り巻く全体をも考えた集団としての生存
性を高めることを第一に、価値観の高い
もの、大きいか小さいか、規模だけを追
求するのではなく、ずっと生き抜くため
に、変化に対して適応力をつけようとい
うことでもあります。商品にしても入れ
替えながら、規模だけではなくバランス
も考えないといけないです。そして短
期的な成功だけを追い続けずに、常に長
期で考えるようにしています。

失敗を乗り越えれば 強くなり、自信に繋がる

Q 吉田社長がこれだけは負けない、
というところがありますか？

A 特になのですが、強いて言えば
「しつこさ」くらいでしょうか
(笑)。失敗しても失敗してもチャレンジ
する、粘り強さと言えるかもしれません。
失敗や辛さを乗り越えればそれは強さに
なり、自信に繋がります。「強さの再構

築」というフレーズを先代がよく口にし
ていましたが、経営ってあえて年数を決
めてやることではなく、組織した瞬間か
らずっと積み重ねて強くしていくものな
んだと思うんです。それも鋼のような強
さではなく、柔らかく、しなるような強
さ。力技ではなく懐広く自在性を持った
強さが企業には必要だと思っています。

Q 最後に、これからのビジョンをお
聞かせください。

A 膨れ上がった医療費を減らすため
にも健康を軸にした食品の企画を
始めています。例えば、地ビールの第1
号であるエチゴビールを経営指導してい
ました。が子会社化しまして。地ビールと
いうより「プレミアム」、つまり健康の
ためにコンセプトを「特別かつ良質な
ビール」に変えました。食べ過ぎも飲み
過ぎもいけない。沢山作ってどんどん
買ってください、ではなくて、健康を意
識したトータル的な食品メーカーとして、
視野は食糧全体を考えています。地域の
ため、国のため、大袈裟ですが地球のた
めに。そんな健康で平和に繋がる、長い
スパンで考えたビジネスをしたいんです。



COMPANY PROFILE

株式会社 ブルボン
創業 大正13年
所在地 本社 / 新潟県柏崎市
松波4-2-14
資本金 10.36億円
業種 ビスケットはじめ菓子・飲
料等の企画・製造販売
<http://www.bourbon.co.jp/>



女性が輝く社会に向けての課題と 法人会で得られるもの

「2020年までに、指導的な地位を占める女性の割合を30%に」という目標が掲げられ、第二次安倍内閣の成長戦略の中で、「女性の活用」は大きなテーマとされている。一方で、5000人以上の企業における女性管理職ははまだ1%未満という現状もある。今回は法人会で活躍する女性経営者に「女性が輝く社会」への課題や、法人会とのかかわりについて、率直な意見を述べていただいた。

——先に行われた第二次安倍内閣の内閣改造では過去最多に並ぶ5人の女性閣僚を登用。「女性の活用」を成長戦略の核に位置づけ、安倍首相は「女性が輝く社会」を指すと語っています。本日は女性経営者として活躍されている皆さんにお集まりいただきました。まずは簡単な自己紹介と、政府の方針や、実際に女性の労働環境をどのように感じているか、お聞かせください。

女性だからという イメージ先行には違和感

折本 私は広島で「ゆめみらい株式会社」を経営しており、不動産仲介業務のかたわら、中古ビルを一株丸ごと購入し、リノベーションして販売する事業をしています。たとえば「イギリス風」とか「節約重視」とか、統一テ

マを決めてリノベーションをするのですが、当社は女性スタッフが多く、女性らしい視点やきめ細かさを活かして中古物件を魅らせることに注力しています。

第二次安倍改造内閣については「登用された5人の女性は本当に実力を認められて入ったのだろうか？」というのが率直な疑問です。女性だからという理由だけで、イメージ作りのためだけではないという違和感があります。

新田 札幌で「有限会社環境リサーチ」という清掃の会社を経営しています。建築物の竣工美装をメインとして、平成8年に起業しました。現在では、既存のビルやマンション等の各種清掃を

請け負うようになり、いつまでも美しく良好な環境の中でお客様に過ごして頂けるよう、清掃を通して建物のメンテナンスに努めています。

「女性の活用」と云う面においては、今回登用された女性議員のご活躍に期待します。女性だからできる発想、社会や企業への貢献度をぜひアピール頂き、働く女性に意欲をもたらして欲しいと思います。

村松 横浜で「株式会社オンリーワン・21」という人材派遣の総合プロデューサーを営んでおります。イベント・パーティーのスタッフや人材派遣をしながら、ほかにもお客様の祝賀会、周年



横浜中法人会の村松和代さん

竣工、全国大会なども手掛けております。また、2020年東京オリンピックを目指して、おもてなしと積み重ねてきた人材を活かし、今後は女性に向けてさまざまなスクールの開講も予定しています。

先の内閣改造については、確かに折本さんの違和感もよくわかりますが、一方で、登用しないと道が開けないからこうせざるを得ないという側面もあるかと感じています。現時点での実力うんぬんだけでなく、経験も積んでもらい、優秀に育てていかないと先にながっていかないということですね。

男性が考えた枠組みでなく 女性が考える必要も

折本 かつては男性が外で働き、女性がお家を守るという役割分担があつて、それを背景に男性が働く、働き方のモ

(株)オンリーワン・21
村松和代氏 (横浜中)
×
(有)環境リサーチ
新田直子氏 (札幌東)
×
ゆめみらい(株)
折本 緑氏 (広島西)



広島西法人会の折本緑さん

デルができあがっていました。ところが今は、その枠組みは変わらないまま、女性に求められることばかりが多くなっています。女性も外に出て働きましょう、少子高齢化なので子供を産みましょう、老人の最期を家で看取りましょう……。あれもやれ、これもやれは、やはりムリでしょう。

村松 ただ、昔のようにご主人を待つて家のことをやれば生活が伴うという時代でもなくなってきた、少子高齢化も進み、男性だけの手では日本はもうよくならない。女性なりの知恵を借りて日本全体をよくしていかないとけないのは確かですね。一方で、家のことも仕事もやって豊かに生きたい、外に出たいという女性も多くなってきたと思います。私は30年間働いてきて、周りを見ても同じ40〜50代の女性経営者というのはいまありません。でも、その下の世代にはいますし、これからどんどん出てくるのだと思います。

折本 今、役割分担が大きく変わろう

としている過渡期で、私たちの世代は男性的な働き方をして、一番荒波をかぶってきたのかもしれない。その後新しい人が続いてきていますね。当社も女性スタッフが多いですけど、女性って欲張りなんです。きれいな洋服も着たいし、おいしいものも食べた、あのバッグも欲しい……。それをかなえるためには収入も必要だから働くのですが、同時に生き生き輝いていないという意味がありません。そのためは無理はしない。社会の枠組みを今より少し広げて、もう少し女性が入りやすい、働きやすい形ができないかなと思っています。

今のところ、仕事の枠組みは男性が机の上で考えているのだと思います。ですが、たとえば、男性から選んだプレゼントをいただいたときにがっかりした経験はないですか？ 男性って全然女性のことがわかっていない。男性の考える女性像と本当の女性像はかなり違うんです。ですから、本当の女性



札幌東法人会の新田直子さん

が働く社会は、やはり女性が考えないといけないと思います。

村松 ただ、今後どんどん女性が進出してくると、一方で優秀な女性もいるけれど、そうでない女性もたくさん出てくることになると思います。私も女性が主体となって考えることは大切だと思いますが、折本さんがおっしゃるように女性はわがままでもありますから。単に女性に都合のいいものにならないように、やはり優秀な女性が考えるようでないという意味。そのために、私たちから下の世代に、大切なことを伝えていくように、一緒に育成するのも重要になってくるのではと考えています。

一生懸命に活動することで お互いの理解が深まっていく

——単に「女性だから」ということでくるのでは意味がなくて、今後は女性として中身もより問われていくということでしょうか。それでは、女性経営者として、これまで法人会で活動される中でご苦労されたことや、そこから得られたことについてはどんなことがあるのでしょうか。

新田 札幌東の青年部会では、確かに女性は3人と少ないですが、特に女性経営者として苦労したことはなかったです。逆に、部会活動には女性だからこそ活躍できる機会も沢山あり、喜

んで参加しています。

私達の部会の良い所は、どんな社会貢献活動でも参加率がいいという事です。中でも租税教室には力を入れていて、子供たちに授業をするのでやはり私達も真剣になります。そのために勉強もするので、今考えると法人会に入る前は、経営しながらも税について少し無関心なところがあったと思います。それが、様々な活動を通し、また法人会の研修会等に参加して学ぶことが、経営の役に立っています。「自分の学校の机や教科書にも税金が使われていると知ってびっくりした」という子供たちの新鮮な反応も印象的で、税の啓発活動をしなから、自らの企業経営を見直す機会も頂けています。

村松 私は今年で法人会に入って30年目と長いのですが、あえて苦労したと言えば、私と会社を理解してもらうまでは少し年月がかかったかなということでしょうか。最初は、男性陣の中に23、24歳の小娘が一人でしたから、諸先輩にもだいたい煙たがられたり、警戒されたり。今でも思い出すのは最初の頃のバス研修。そもそも会社のことを覚えてもらおうと入会したの一人で参加するのですが、行った先でいざお昼のフリータイムになると誰も一緒にできる方がいません。かといって、先輩方に気を遣わせてもいけないので、行き場所がないまま、一人で時間をつ



女性の率直なトークが展開された座談会

ぶすのにとっても苦勞しました。とはいつても、法人会に携わって一生懸命動くことで少しづつ顔と名前を覚えていただきました。さらに34、35歳で本会の常任理事、その後青年部会長になり、今度は役員になって会のために一生懸命やることでようやく理解が深まっていく。そうした積み重ねがあつて、皆さんから信頼、信用を得ることができ、仕事にもつながってきたのかなと思つています。

出会つて半年、1年の人に理解してもらつて大変さ、10年つき合つていく大変さ、20、30年継続して会と上手につき合つていく大変さ。立ち位置も変わつてきて大変さはそれぞれです。現在は諸先輩からも後輩からも皆さん

からよくしていただき、楽しく活動し、感謝しております。

経営者としての悩みを相談できるのも法人会ならでは

折本 広島では、昨年「全国青年の集い」を開催したのですが、私はその一大イベントに携わらせていただいたのが、とても刺激になり、いい仲間がきたなと実感いたしました。私は誘導の担当で、全国から参加される方々が迷わずに会場に到着できるように、会員には目印の赤いジャンパーを着て要所所に立つてもらいました。その中には広島でも指折りの名士という会社の社長もいらつしゃいました。私の指示にいやな顔一つせずにジャンパーを着て、職を持つて気軽にやつてくださる。こうした経験というのも普通にはない。仕事をしているとできない、法人会ならではの貴重なものだろうと思つています。あるいは今回の広島土砂災害の被害者支援において、当社では不動産業として何ができるかを考えて、空室の無償提供をしようといち早く決めました。ただ、うちが提供できるのは入れ物だけなんです。そこで法人会の中で声を掛けると、布団屋さん、家具屋さん、タオル屋さん……と次々に腕まくりをして「やろうや」と参加してくださる。

法人会の活動というのは別にお金を

いただいているわけではないのですが、確かに動けば動くほど、得るものが大きくなつていくものだと思いますね。

新田 法人会に入って、いろいろな業種の方々と自然な横のつながりが出来ました。これは私にとつて心の拠り所にもなつています。経営していく中で、悩む事も多々あります。特に当社のような清掃業では、労働人口不足の現状において、人材不足が深刻な問題にもなつています。まして他の業種に比べて賃金等の労働条件が厳しいので、募集をかけても人は集まらないし、採用しても短期間でやめてしまう。良い人材の確保には結構、苦勞しますね。そんな時、やはり同じ経営者という立場の皆さんに相談しています。「どうしたら社員の士気を高める事が出来るんだらう」とか、「活気ある職場づくりのためにどんな事をしていいのか」とか。健全な企業経営を存続することが社長の責任でもあり、自らの人生観が、会社理念とつながります。皆さんの助言が、とても心強いですね。

ネットの社会だからこそ積み重ねた信頼関係が大切

——法人会は営業の場ではなく、コミュニケーションの場として比重が大きいということでしょうか？

折本 普段仕事を前面に出す人はあまりいないですね。ただ、たとえばガラ

ス屋さん一つでも、何かで人を探しているような場合に、名簿を見て「この人法人会で知つているから、この人に頼もう」「この人なら大丈夫」と声をかける、そういう安心感は間違いないかと思つています。

村松 そうですね。何かの事業で一緒に緒して、お互いに一生懸命やることで人間関係が構築されます。それで「この人だつたらお願いしてもいいかな」と、皆さんそうしたいことが判断材料になつていのではないのでしょうか。今、ネットで調べれば頼めるところはいろいろあるかもしれない。でもいざお願いするとなると、それは選びませぬ。ネットでお願いするよりも、心遣い、気遣いをしていただける、会の活動を通してお互いを知つている、法人会の会員にはそうした信頼関係があるのがいいですね。

私自身は50歳を過ぎましたが、また新しい気持で雑巾がけをするような気分です。女性男性を問わず、大切なことは一緒だと思いますし、そんな姿勢でこれからも皆さんとの交流を続けていければと思つています。

——法人会の活動を通して得られる信頼は、やはりとても貴重なものなのですか。ありがとうございます。仕事に、法人会の活動に、皆様の益々のご活躍をお祈りいたします。

◆平成27年度税制改正に関する提言を決議

全法連は9月18日の理事会で、全法連税制・税務委員会(柳田道康委員長)が取りまとめた「平成27年度税制改正に関する提言」を決議した。また、提言の重点項目を簡潔に表したスローガンについても4本選定した。

アベノミクスの効果により、日本の景気は回復基調にあるものの、地域経済と雇用の担い手である中小企業にまでその実感が行き渡っていないのが現状である。こうした状況の中、提言書では中小企業の経営実態を踏まえた要望を取りまとめる一方、税のオピニオンリーダーとして、社会保障制度、財政健全化など日本の将来を見据えた内容についても言及している。(提言要旨は8P〜10P、全文は全法連ホームページに掲載)

10月以降、全法連は各政党のヒアリングに出席するほか、財務省、中小企業庁等に要望活動を実施する。各県連・単位会も地元選出の国会議員や地方自治体首長などに対し要望を行う予定である。

◆消費税軽減税率制度についてのヒアリングに出席

全法連は7月8日、与党税制協議会(座長 野田毅自由民主党税制調査会

長)が実施した消費税の軽減税率制度についての関係団体ヒアリングに出席した。

自民党・公明党の税制調査会幹部が出席するなか、全法連柳田委員長は、「事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面(税率10%程度まで)は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の『請求書等保存方式』で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない」とのスタンスを訴えた。



消費税の軽減税率制度についての関係団体ヒアリング

◆「今後の法人会のあり方」検討会提言書(案)を理事会に提出

法人会の理念や今後の事業、機関設計のあり方等について検討・議論する「今後の法人会のあり方」検討会(座長 丸茂紀彦・全法連総務委員会副委員長)が、昨年4月から本年4月まで計7回にわたる会合でまとめた提言書(案)を6月11日の全法連理事会に提出した。

「プロジェクト26フェーズI」では、全法連青連協メンバーを中心に検討が進められ、平成24年5月に提言書として取りまとめられた。この提言書をもとに更に内容の掘り下げや具現化に向けた検討を行ったもので、制度改革に伴い大きく変化している法人会を取り巻く環境を踏まえ、法人会の「理念」「行動規範」「事業」「組織と運営」などについての検討が行われた。検討会メンバーは、全法連各委員会及びフェーズI委員等から選定された10人により構成。

今後、全法連ではこの提言書(案)に掲げられている各提言項目について、所掌する各委員会等を中心に更に検討を進めていくこととしている。

◆ビジネス情報番組「賢者の選択」で法人会が紹介される

経営者に人気のビジネス情報番組

「賢者の選択」で、法人会の活動が紹介された。番組は10月5日から12日に、BS12、日経CNBC、サンテレビ(大阪・兵庫地区のみ)で放送(各4分30秒)。法人会を知らない視聴者にも関心を持ってもらえるよう、会員へのインタビューや租税教育活動の事例を交えながら、法人会の役割、組織、具体的な活動などについて、わかりやすく紹介された。

なお、放送された内容は、法人会内の活動で二次使用することが可能。入会促進や会員の帰属意識向上などの効果を目的に、各地の講演会や研修会の合間に上映したり、県連・単位会のホームページに掲載するといった活用ができる。詳しくは全法連まで。



撮影風景(全法連池田会長)



《基本的な課題》

I 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

我が国の社会保障制度は「中福祉」「低負担」であり、高齢化社会の急進により今後の社会保障給付は急速な増大が不可避とされることから、社会保障制度の改革は急を要する。

改革に当たっては、いかに給付を「重点化・効率化」によって抑制するかが重要である。給付財源を公的負担に頼ることになれば、いくら増税しても間に合わない。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格な適用」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得者の年金給付の削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。また、給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、後発医薬品（ジェネリック）の使用促進を強化する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために、真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、

給付のあり方を見直すべきである。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。

(6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

2. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率の引き上げに当たっては、

- 景気に十分な配慮が必要なほか、よりきめ細かな価格転嫁対策が求められる。
- (1) 消費税率のさらなる引き上げに対応するため、現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるような、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
 - (2) 事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面（税率10%程度までは）は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存

方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。

- (3) 税の滞納全体に占める消費税の割合は依然として高く、国民に消費税に対する不信感を与える一因ともなっている。本来、消費税は預り金的な性格を有する税であることから、消費税率のさらなる引き上げを考慮すると、その滞納防止に向けて、制度執行面においてより実効性のある対策を講じる必要がある。

3. 財政健全化に向けて

- (1) 財政健全化の達成は税の自然増収や

えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

4. 行政改革の徹底

社会保障の安定財源確保と財政健全化のために、消費税が引き上げられることは重要であるが、その前提に「改革の徹底」があったことを改めて想起する必要がある。

「まず隗より始めよ」の精神に基づき地方を含めた政府、議会が自ら身を削らなければならない。

- (1) 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制。

平成27年度税制改正に関する提言〈要約〉

- (2) 国・地方公務員の人員削減、能力を重視した賃金

体系による人件費の抑制。

- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

- (4) 民間にできることは民間に任せるなど、積極的な民間活力導入を行うことで、成長につなげる。

5. 共通番号制度について

マイナンバーの運用に当たっては国民の利便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定着に向けて取り組んでいくことが必要である。

個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識をもつことも重要である。

6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性②経済の持続的成長と雇用の創出③少子高齢化や人口減少社会の急進展④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

復興特別法人税が1年前倒しで廃止され、法人実効税率は35・64%に引き下げられた。しかし、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われているアジア、欧州各国との税率格差は依然として大きい。こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が加速し、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。これらの観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきであり、政府が示した来年度からの法人実効税率引き下げを着実に実行すべきである。

税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえ



税制改正提言を審議する全法連税制・税務委員会

れば恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されることが望ましい。

(1) 法人実効税率20%台の実現。
(2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ。
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化するよう求める。なお、直ちに本則

化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1600万円程度に引き上げるよう求める。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下の通り制度を拡充するとともに本則化することを求める。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われた。しかし、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分である。

(1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実。

① 株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げ。

② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除するよう見直す。

③ 対象会社規模を拡大する。

(2) 親族外への事業承継に対する措置の充実。

(3) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設。

Ⅲ 国と地方のあり方

地方分権は権限と責任が国から移行することを意味する。従って地方は国依存から脱却し自立・自助の体質を構築することが不可欠となる。

地方行政に必要な安定的な財源の確保や行政改革についても、自立に向けて自らの責任で政策を企画・立案し実行していくことが求められる。

(1) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべき。それに伴い、基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる

市町村合併を推進するとともに、議員定数削減や行政のスリム化などの合併メリットを追求する必要がある。

(2) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を導入すべきである。

(3) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数(全国平均ベース)が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。とくに、

国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(4) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべき。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求め、行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなどして見直すべきである。

IV 震災復興

被災地の復興の遅れが依然として改善されていない。復興事業に当たっては、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

《税目別の具体的意見》

1. 法人税関係

役員給与の損金算入の拡充

2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

① 基幹税としての財源調達機能の回復。

② 各種控除制度の見直し。

③ 個人住民税の均等割は、応益負担原則の観点から適正水準とすべき。

(2) 少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

(2) 贈与税は経済の活性化に資するよう見直す。

① 贈与税の基礎控除の引き上げ。

② 相続時精算課税制度の特別控除額(2500万円)の引き上げ。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

② 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。

③ 償却資産については、「少額資産」

の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大すべき。また、将来的には廃止も検討すべき。

④ 土地の評価については行政の効率化の観点から一元化すべき。

(2) 事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止する。

(3) 住民税の超過課税は法人に対して安易に課すべきではない。

(4) 法定外目的税は税収確保のために法人に対して安易に課すべきではない。

5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

(2) 電子申告の推進について

◇平成27年度税制改正スローガン

- ・まだ道半ば。国・地方とも聖域なき行財政改革の推進を！
- ・厳しい経営実態を踏まえ、中小企業の活性化を図る税制を！
- ・法人の実効税率を20%台に引き下げ、軽減税率も15%の本則化とする見直しを！
- ・本格的な事業承継税制を確立し、地域経済を支える中小企業に配慮を！

新会員募集中!

9～12月は会員増強月間です

税の知識を活かし、一歩先の経営を。

法人会と タッグを組もう。



法人会
法人会は「健全な経営」を、社員・社会に貢献、そして持続可能な経営の基盤です。



〈法人会〉

リレニユース

税務研修会 余市ニツカ工場視察

〔札幌西〕 札幌西法
人会（北海道）女性
部会は、7月10日、

一般参加者と共に、
昨秋の税務研修会で
学んだ酒税に関連し、

ニツカウキスキー余市蒸留所を視察し
た。乾燥、糖化、醱酵、蒸留、熟成と
様々な工程を経て芳醇な香りのウキス
キーが出来上がるという説明に、一同
は熱心に耳を傾けた。朝の連続ドラマ
小説の主人公・竹鶴政孝氏とリタ夫人
の歴史も垣間見ることができ、その後
にはウキスキーを試飲、香りや味の違
いを堪能した。余市ワイナリーや道の
駅にも立ち寄り、国定史跡重要文化財



の旧下ヨイチ運上屋では
学芸員から「遠山の金さ
ん」の父親が過去に滞在
していたこともあるとの
話も。柿崎商店での買い物も楽しみ、
充実した一日となった。

千葉の親子三代夏祭り 盛大に開催

〔千葉東〕 夏の盛りりの8月17日、今年

39回目を迎えた千葉市中央区の祭り会
場に元気な声飛び交った。千葉東法
人会（千葉）青年部会が租税教育活動
の一環として企画出店したブース「屋
台村子供店長」は今年で5回目。公募
参加の市内小学5・6年生17名は自分
たちで準備したヨーヨー釣りやスー
パーボールすくいの呼び込み、お客様
のチビっ子対応まで忙しく切り盛りし
た。その後は市内の施設「きぼーる」
に移動。青年部会役員が講師の租税教
室で、苦勞して稼いだ売上金をもとに
消費税や所得税額を計算、税金の大切
さも学び、夏休みならではの体験をし
た。この模様は、夏祭りの屋台経営を
通した租税教育の催しとして、当日夕
方のテレビでも放送された。

一方、夏の風物詩となった祭りの
フィナーレを飾るのは、夜の中心商店
街を踊り歩く「親子三代千葉おどり」。



日が落ちてスタート時間が近づくと、
お祭りの雰囲気は最高潮に向かい、鳴
り響く太鼓のリズムに合わせて参加者
は2千人規模に。ふくれあがった踊り
手が練り歩く会場一帯は熱気と興奮に
包まれた。同法人会女性部会は揃いの
浴衣とタスキ、本部役員と千葉東税務
署の男性陣は法人会カラーのはつぴ姿
で総勢70名が連を作り、「いちごプロ
ジェクト」のうちわを手に沿道を埋め
つくした観衆と一つになって最後まで
祭りを盛り上げた。

国名勝にも指定 岩屋で鬼婆コンサート

〔二本松〕 7月1日、二本松法人会
（福島）青年部会・女性部会の26年度

事業報告会が、安達ヶ原ふるさと村で
行われた。同部会では震災後から「ふ
くしまを訴える全国ツアー」を続ける
「インザウインド」を招いており、今
年も報告会に先立ち、真弓山 観世寺
で地域活性化支援コンサートを開催し
た。会場の「黒塚の岩屋」は、平兼盛
が詠んだ「みちのくの 安達ヶ原の黒
塚に鬼こもれりと 聞くはまことか」
の、安達ヶ原の鬼婆伝説でも知られ、
謡曲「黒塚」や歌舞伎「奥州安達原」
で広まった。松尾芭蕉も訪れたことか
ら、全国13か所の「おくのほそ道の風
景地」の一つとして今春、国名勝に指
定されたばかり。地元ではこれを機に
福島地域の活性化と復興対策に繋がる
よう願っている。



環境大臣表彰を受賞

〔岡山東〕 岡山東法人会（岡山）青年部会は、環境省が主催した平成26年度環境大臣賞の「地域環境保全功労者表彰」を受賞した。これは平成8年、環境省（前環境庁）主宰の「こどもエコクラブ事業」に賛同し、以降16回にわたり活動成果を発表する「こどもエコクラブ活動発表会」の開催が、地域のエコ活動活性化に貢献していると評価されたもの。

6月11日には北川環境副大臣らの臨席のもと都内で表彰式が行われ、赤木青年部会長が出席。現在は発表会の開催に加え「おかやまこどもエコクラブ



を育てる会」を独自に立ち上げ、クラブ事業を資金面でも支援するなど、環境に関わる社会貢献活動に積極的に取り組んでいる。本年は岡山市のESD（持続可能な開発のための教育）に関するユネスコ世界会議3か月前イベントに関連し、8月初め「こどもエコクラブ岡山フォーラム・交流会」わたしたちのESD』を開催した。

環境大臣表彰は、環境保全・地域環境保全・地域環境美化に関し顕著な功績があった者や団体に対し、その功績をたたえるため毎年度実施され、今年度は全国で129件（52名、77団体）が受賞している。

阿波おどりで節電を呼びかけ

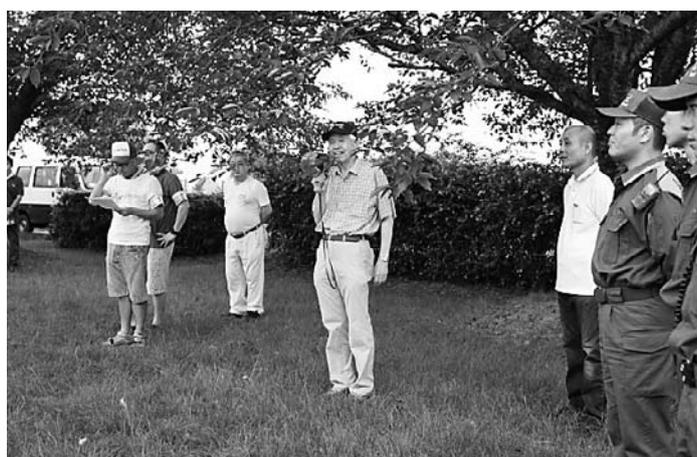
〔徳島〕 「えらいやっちゃ、えらいやっちゃ、ヨイヨイヨイヨイ、踊る阿呆に見る阿呆」でお馴染みの阿波おどりは日本三大盆踊りのひとつで、毎年8月12日から15日までの4日間、徳島市中心部で開催される。徳島法人会（徳島）女性部会は、今年も14日に阿波おどりの演舞場付近で「いちごプロジェクト」のうちわを配布し、夏の節電と法人会のPRを行った。盆踊りの熱気と連日の猛暑により、準備したうちわの配布はすぐに終了。今年は直前の台風によ

り南部を中心に大きな被害に見舞われたが、県内外から114万人の観光客が訪れ、街中がぞめきのリズムに包まれ踊れる喜びをかみしめた。



クリーンリバー作戦

〔菊池〕 7月27日、菊池法人会（熊本）の「第16回菊池川流域クリーンリバー作戦」が開催された。七城町の鴨川公園で行われた開会式では山内会長、野田税務署長が挨拶。その後、会員と家族、菊池税務署、関係団体、北消防署と一般市民の174人で公園周辺から菊池川一帯を清掃した。さらに約50人



は宮園橋に移動しボートで川下りに挑戦。あいにくの通り雨でびしょ濡れになりながらも子供達は川に入ったボートにつかまって泳いだり楽しんだ。鴨川公園では菊池広域連合北消防署員による救急救命方法の講習が行われ、ダミー人形で心臓マッサージを体験。想像以上に力が必要なことや一定の強度でマッサージする難しさを知った。昼食は女性部会手作りのおにぎりも加わった大満足のバーベキュー。最後は知識と勘で勝ち残った5人の子供達が税金クイズ大会で賞品を手にし、大盛會な一日となった。

心許ない年金財政の安定性 改革必至だが先行き見通せず

M・K

公的年金は少子高齢化に耐え得るのか。年金の健康診断である財政検証の結果が5年ぶりにまとまった。厚生労働省幹部は「一定程度の安定性は保たれている」と破綻懸念を否定するが、試算は甘い経済見通しが前提となっており、説明を鵜呑みにはできない。年金財政を健全にするためにも更なる改革が必至だ。ところが、与党などの慎重論も強く、その行方は見通せない。

財政検証では、現役世代の収入に對しどれぐらい受給できるかを示す「所得代替率」をチェックする。

厚生労働省幹部が破綻懸念を否定するのは、経済成長率が1%に満たないケースであっても50・6%で下げ止まり、政府が約束している会社員と専業主婦世帯で「50%以上」をクリアできる見通しとなったからだ。

しかし、この試算は数字のつじつま合わせの印象を拭えない。働く女性や高齢者が増えて経済成長が進み、しかも年金運用などで高利回りを実現するといった「強気シナリオ」を前提としているためである。

「経済見通しが楽観的すぎる」と指摘する専門家は少なくない。女性や高齢者の就労が進まず、経済が低

迷するケースも試算しているが、「50%」を割り込んでいる。

焦点の3案には異論が強く

さすがに政府も、年金を「成長頼み」にはできないと思っているようだ。厚生省の審議会に新たな改革案の議論を始めさせた。

焦点の1つが、支給額の抑制だ。年金の上昇率を物価や賃金の伸び以下に抑える「マクロ経済スライド」と呼ばれる仕組みを見直そうとしている。物価の下落時や低成長下でも発動させられるように改めようというのである。

第2は、加入期間を長くする方策だ。基礎年金の保険料支払期間を現行の40年間から45年に延ばし、同時

に、受給開始年齢を任意で遅らせる「繰り下げ受給」の対象年齢を引き上げる案である。65歳まで働く人が増えることを見越して、月々の年金額の目減りを極力小さくしようとの思惑がある。

3つ目は、保険料を支払う人を増やそうという作戦だ。現行「週30時間以上」である厚生年金の適用基準を2016年10月から「20時間以上」に広げることがすでに決まっているが、中小企業は対象外である。これを勤務先の規模にかかわらず全員を対象にしようというのである。ただ、これらの改革メニューが実現するかどうかは微妙だ。抑制には受給者の抵抗が強く、受給年齢の引き上げは高齢者の雇用環境を整える必要がある。厚生年金の対象拡大は負担増となる企業だけでなく、与党にも反対論が根強い。

国民年金の「底上げ」要求も

一方、健全化どころか、新たな財源を必要とする見直し案が浮上して

いる。国民年金について「むしろ底上げが必要」、「マクロ経済スライドの対象外とすべきだ」といった声があるのだ。

今回の財政検証で、30年後の国民年金（基礎年金）の給付水準の目減り幅が、厚生年金のそれを大きく上回る事が判明したためである。しかし、国民年金を減額しないとなれば、保険料の引き上げや税投入が避けられない。

年金への税投入をいかに抑え込むかを考えているときに、新たな財源を確保するのは困難で、厚生省も静観を決め込んでいる。

とはいえ、過去の年金改革を見ると、高齢有権者の反発を懸念した与党議員らの骨抜き工作や内容をねじ曲げた例が少なくない。

抑制一本槍では老後の生活に支障を来しかねない。だからといって、改革を先送りすれば将来世代への過度な負担の押しつけとなる。このさじ加減をどうするのか。安倍政権は厳しい判断を求められそうだ。

1. はじまるマイナンバー制度

2016年1月から、住民基本台帳に基づき、国民一人一人に生涯変わらない番号が割り振られ、社会保障・税・災害対策の3分野で活用する社会保障・税番号(以下、マイナンバー)制度が始まります。そのため、2015年秋口から、番号の通知が行われ、希望者は申請により写真付きの個人番号カードの交付を受け、健康保険証などに使うことができます。いずれ、パスポートや戸籍事務など利用範囲を拡大していくことが予定されていますが、ベネッセの個人情報漏えい問題などから、それには相当の時間を要するでしょう。

さて、税務分野ではどのように活用されるのでしょうか。税務署に提出が義務付けられている支払調書に番号を記載したり、年末調整のために税務署に提出する給与所得者の扶養控除等申告書に本人や家族の番号を記載することになります。これにより、さまざまな申告漏れや、子ども二人が一人の親を扶養するという二重扶養などがチェックされ、所得把握の精度が向上することになります。

加えて、番号導入のこの機会に、支払調書の範囲を広げることが税制調査会で議論されています。例えば預金通帳への付番です。諸外国の例を見ても、

預金口座は税務当局が番号で管理している例が多く見受けられます。

この点については、税務当局というより金融監督当局が、マネーロンダリング対策のための本人確認として預金口座に番号を付けることも検討されています。全国銀行協会は、預金口座への付番はやむを得ない。ただし移行にはコストがかかるので、その点への配

マイナンバーとマイポータル

中央大学法科大学院教授 森信 茂樹

慮を求めたいという意思表示をします。

さらに、預貯金から生じる利子所得についても、番号で管理することが政府税制調査会などで議論されています。番号を活用して、利子・配当などの金融所得が把握できるようになれば、所得は少ないが資産を多く持っている人について、社会保障から遠慮いただく

ことによって、社会保障の効率化が期待できるからです。

2. 注目はマイポータルの活用

私が最も注目するのは、17年1月から、マイポータルという機能ができることです。これは、情報提供ネットワークシステムと呼ばれ、個人が番号とパスワードなどでアクセスできるインターネット上のポータル(入口)です。この中で自らの情報を閲覧したり、

税論

番号情報を誰が活用したかをチェックしたりすることが可能になります。また政府から、給付金の資格情報など個人ごとにお知らせが提供される、プッシュ型サービスが始まります。

マイポータルに送られてくる情報として検討されているのは、年金保険料の支払いや給付の情報、給与所得と源泉徴収額、保険診療の支払い情報などです。さらに保険外診療の支払い情報

などが入れば、医療費控除の還付申告には大変便利です。その際には、公的認証サービスなど手間がかかるe-Taxを使いやすいようにすることも必要でしょう。

実は、多くの欧州諸国では、税務当局が番号付きで入手した納税者情報を、税務申告の直前に、納税者の申告書に打ち出す「記入済み申告制度」が導入されています。納税者は、記入された給与所得、配当所得、雑所得、源泉徴収額などが正しいかどうかを確認し、間違いがあれば訂正し、署名・捺印して申告をします。この制度は、納税者・税務当局双方の利便性の向上に役立つっており、マイポータルの機能を一歩進めて、是非このような制度の導入を考えて欲しいものです。

この機能ができれば、納税者本人が(選択的に)自ら申告できる自主申告制度の導入が可能になります。現行の年末調整制度は、大変効率的なものです。一方で企業に多大な事務負担をかけたプライバシーの問題を引き起こしています。そこで、年末調整をやめて自ら申告したいという人には、マイポータルを通じて簡単に申告できるようにすれば、民主主義の本質ともいえるタックスペイヤーの自覚を持つことにもつながるでしょう。

マイナンバーは納税者の立場に立った活用が望まれます。

事業承継税制は使い易くなるのか

Q

私は、中小企業の経営者ですが、団魂の世代ですので、そろそろ専務の息子に経営権を譲りたいと考えています。来年から相続税の増税がありますので、非上場株式の納税猶予制度を利用したいと思っっています。最近、中小企業庁の研究会報告で、同制度の改善策が提案されているようですが、同制度の現状と方向性について説明してください。

品川 芳宣
筑波大学名誉教授

25年改正の施行を見極め 新たな改善策の提案が

A

ご質問のように、平成25年の相続税法改正が来年から施行され、相続人が配偶者と子二人の場合、今まで相続財産八千万円まで課税されなかったのが、四千八百万円に引き下げられます。そのため、相続税の課税対象が増えることが予測されています。また、中小企業の経営交代は、経営者が70歳ぐらいになると一番多いようですので、ご質問のような団魂の世代の多くの方がこの問題に頭を痛めていると思います。

ご指摘の非上場株式の納税猶予制度については、平成21年に導入されましたが、相続税及び贈与税について認めら

れ、それぞれ発行済株式数の三分の二までの引継ぎと、課税価格の80%または100%（贈与税の場合）に対応する税額の納税猶予が認められるものです。

しかし、適用要件が厳しく、適用後5年間、次の条件等を満たす必要があります。

- ① 毎年雇用の8割を維持すること。
- ② 後継者が代表を維持すること。
- ③ 贈与税については先代経営者が役員を退任すること。
- ④ 上場会社、資産管理会社、風俗関連会社等に該当しないこと。

このため、5年間の利用件数は、全国で846件にとどまっています。

そこで、この制度導入後、中小企業側は、一貫して制度改善を求めてきましたが、平成25年税制改正で相当程度

実現し、平成27年から施行されることになっていきます。その内容は、次のとおりです。

- ① 親族外承継の対象化。
- ② 雇用八割維持が「五年間平均」。
- ③ 納税猶予打切りの利子税等の緩和。
- ④ 贈与税に係る役員退任要件の緩和（代表でない役員は可）。
- ⑤ 適用手続の簡素化。
- ⑥ 債務控除方式の有利化。

また、中小企業庁では、非上場株式の納税猶予制度が発足した際、5年後に見直しをするということでしたので、今年に入って「事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会」を発足させ、7月末、「検討会中間報告」を公表しました。

この中間報告によると、中小企業の経営者の高齢化が一層進み、今後、数

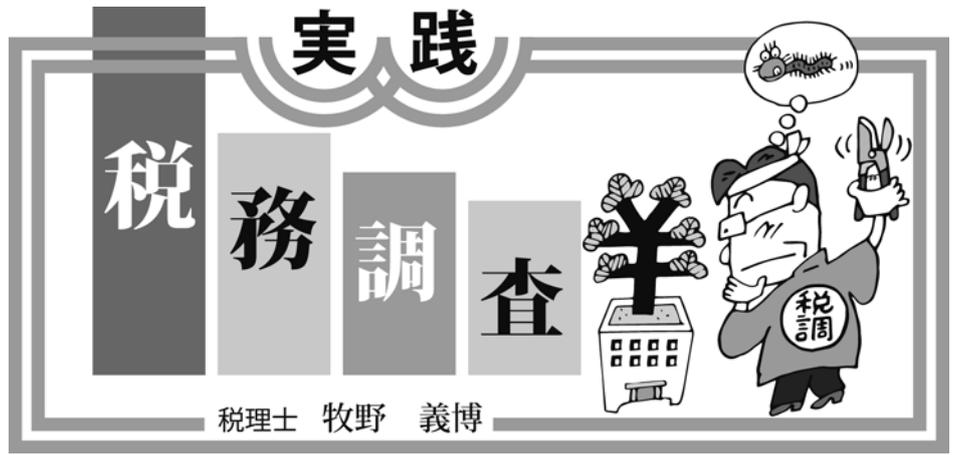
年の間、大量の経営交代が行われることが予定されています。また、個人事業の承継税制については、建物等の事業資産の保有が高まっているので、現在の小規模宅地の課税特例のほか、建物等に対する特例が必要であることが指摘されています。

非上場株式の納税猶予制度のあり方については、幅広く検討されていますが、その中には賛否両論があることも指摘されています。

中間報告の結論としては、第一段階では、平成25年改正の施行が円滑に行くように広報・普及に努めること。第二段階では、平成27年度税制改正に関して、贈与税の納税猶予について贈与から贈与へも可能とし、個人事業の承継税制の拡充を要望すること。第三段階では、平成25年改正の施行の推移を見ながら納税猶予制度について抜本的な改革を図るとともに、非上場株式の評価の見直しを図ること、等が提言されています。

特に、非上場株式の評価については、全企業に関わる問題であるので、そのあり方について、中小企業庁でも早急に検討を進めるようです。

以上のように、非上場株式の納税猶予制度については、その改善策が来年から施行され、更に、拡充策の再検討が行われていますので、今後の動向について注目して行く必要があります。



税理士 牧野 義博

一般土木建築業の法人を調査するこ
とになりました。
あらかじめ法人税の申告書や事業概
況書等から調査項目をピックアップし
ていたところ、この会社は従業員の寮
を多数持っていることがわかりました。
さらにこの寮は会社の所有ではなく、
すべて借り上げ物件で、その貸主は勘

現場確認調査

定科目明細書から、この会社の社長で
あることが判明したのです。

とりあえず、調査に着手する前に明
細地図で寮の所在地の確認を行ってみ
ると、アパート名が載っているのみで
会社の寮であることが判別できず、ま
た、白地でどう見ても空き地と思
えないものが数件見つかりました。

そこで調査官は統括官の了承を得て、
従業員寮の現場確認調査をすることに
しました。

まず地図上で空き地と思われる場所
に臨場。水道の蛇口が一つポツンとあ
るだけで、まさに空き地です。早速近
隣に聞き込みを開始。

調査官 すいません。あそこの空き地
は前からあの状態ですか？

近隣者 ああ、そうだよ。

調査官 いつ頃から空き地でした
か？

近隣者 もう3年も前からじゃない
かな。近所でも何だろうと噂になっ
ているよ。

調査官 ありがとうございます。

(これは架空家賃だな！)
調査官は全部の寮を回り、居住の
有無を確認したところ、3か所が別
の用途に使用されていました。なお、

空き地については水道局におもむき水
道の使用状況を確認した結果、近隣者
の証言とほぼ一致したのです。

この結果を踏まえて調査官は実地調
査に着手しました。

調査官 社長、従業員のために寮を提
供されていますね。

代表者 私の土地があるので、そこに
寮を建て安く貸与しています。

調査官 家賃は従業員の給与からの天
引きか、それとも振込みですか？

代表者 従業員なので給料日に現金で
もらっています。

調査官 家賃は会社から社長に支払わ
れていますか、決済はどうされていま
すか。

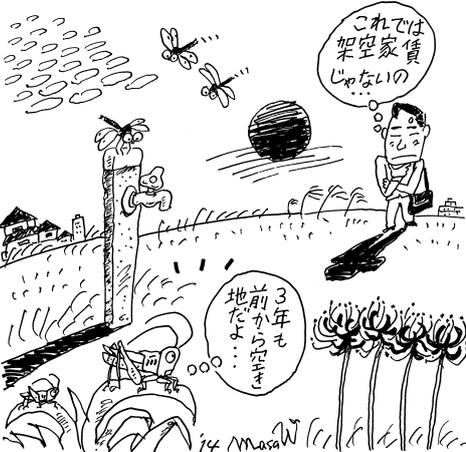


イラスト 渡辺 正義

代表者 さっきから寮にこだわってい
るが、何か問題でもあるの？

調査官 社長、寮を全部調べさせても
らいました。3か所が寮として使われ
ていませんし、その内1件は空き地で
はないですか。

代表者 (顔が青ざめています) 何で
分かったの。最初は全寮だったのだが、
プライベートの関係とかで転居者が増
えたのですよ。

調査官 それなのに会社から家賃を貰
い続けましたよね。空き地はダメで
しょう。

代表者 人を集めるのにいろいろと金
がかかるのですよ。

調査官 そうであれば表勘定で支払え
ば良いはずですが。貰った架空の家賃は
どうしましたか。社長の個人預金を見
せてください。

代表者 預金は見せるが何も残ってな
いよ。個人的に使ってしまったからね。
調査官 悪質なので重加算税対象とし、
現段階では社長に対する認定賞与とし
ます。

その後、個人資産について調査を続
けたところ、代表者の個人口座から引
き出された金で高級外車購入の頭金に
していることが判明しました。



「国の睡眠指針」

大谷 克弥

医療ジャーナリスト

11年ぶりの改定で 年代ごとに生活指導

睡眠は個人差が大きいので難しいのですが、厚生省は一応の手引きを作り、良い眠りを得るためのアシストをしているのをご存じでしょうか。正式には「睡眠指針」と言いますが、それが11年ぶりに改定され、地道なPR活動が始まっています。

見直しがされたのは、この10年間に高齢者の増加やスマホの大普及など、社会の構造や情勢が大きく変わったからです。その影響は睡眠にも及び、日常生活で健康上の支障も出ていると見なされました。新指針は前回の7か条から12か条に増え、詳しい解説も付記されています。

改定のポイントは、対象を「若い人」「働く人」「高齢者」と大きく3つの世代に分けて、生活習慣上の注意を呼びかけていることです。関心の深い睡眠時間は「6時間以上、8時間未満が日本人全体の約6割を占め、それが標準的」と総括していま

す。その上で10代前半までは8時間以上、25歳で約7時間、45歳で約6時間半、65歳で約6時間と、年代別に目安となる時間を示しました。

働く世代には昼寝の奨励を

ここで注目されるのは、高齢者への助言です。睡眠時間は加齢と深く関わり、20年ごとに30分ほど縮まるので、歳を重ねると短くなるのが自然の理、と断じています。さらに、長く睡眠をとっても健康になるわけではない、とまで言及しています。

注意を促しているのは、無理に眠ろうとせず、目が覚めたらさっと起きること。若い時分と同じ睡眠が必要と考えると長く寝床にいると逆効果になるので、昼間は適度の運動をするなど、メリハリのあるライフスタイルを強く奨めています。

勤労世代には、睡眠不足が続くと疲労回復が難しくなり、職場でも注意力や作業能力が低下するので、十分な睡眠の確保が重要と強調してい

ます。日中に強い眠気を感じるようであれば、それは危険信号のサイン。その判断が大事、としています。

そこで提案しているのが、午後の早い時間に30分以内の昼寝です。サラリーマンの多くは休日に「寝だめ」を心がけているようですが、「睡眠はためることができない」と、効果のほどを全面否定しています。

若年世代では、特に思春期の子供にターゲットが向けられています。寝床に入ってから携帯電話、メール、ゲームなどに熱中すると、光の刺激も加わって寝つきが悪くなり、睡眠時間が短くなる、との警告です。

さらに憂慮しているのは、こうした生活が10代に続くと、体内時計のリズムが乱れてしまうこと。そのまま夜型化に進んで行く可能性が強いので、休日でも早起きして日光を浴びるように喚起しています。

8時間睡眠にはこだわらず

日本では終戦を境に8時間睡眠の

理想説が教科書のように唱えられてきました。科学的な根拠があるのではなく、8時間労働に合わせて生まれたようですが、年配者は今も信じきっている方が多いようです。新指針は「高齢者は短時間でOK」と、8時間説にNOを出しました。

睡眠は実に人さまざまで、パターンキユーで熟睡する人もいれば、寝酒や睡眠薬の力を借りないと眠れない人も数多くいます。睡眠時間も世界の偉人伝を見るとナポレオンの3時間、エジソンの4時間があれば、アインシュタインの12時間もあります。一定の年齢になれば、睡眠は時間よりも質、自分に合ったスタイルを考へなさい、ということでしょう。

現在の勤労世代は、通勤圏が遠くなり、残業も増えて睡眠不足が増えていることは他からも指摘されています。ただ工場のライン作業ならともかく、営業職や公務員で職場ぐるみ30分の昼寝は現実味に欠けます。しかし国からの提起は、検討課題にすべき時代になったと言えます。

スマホの世界的なうねりは今後も一段と強まる気配ですが、将来を担う10代に睡眠障害の懸念まで出ているとすれば由々しき問題です。早急に家庭での指導が求められます。



介護費用は、どれくらいかかる？

2013年度に介護保険サービスを受けた人の数が、566万500人と、過去最多を更新しました。

社会保障を充実させるために消費税を上げたのですが、それでは足りないようで、介護保険のサービスは削られる状況にあります。

具体的には、地域医療・介護総合確保推進法案が可決されました。

この法案には、3つの大きなポイントがあります。ひとつは、介護が軽度のお年寄りに対する要支援1と要支援2のサービスを、国から市町村に3年かけて移行していくというもの。今は、国が一括管理しているのでサービスも均一化されていますが、各自治体が行うとなると、財政面で豊かなところと貧しいところで、サービスの差が出てくる可能性があります。

もうひとつは、今まで要介護1から入居できた特別養護老人ホームを、新規に入居する人から、要介護3にしようというもの。2015年4月からスタートします。

3つ目は、2015年8月からは、一定以上の収入がある老人の介護サービスの利用負担額を、1割から2割に引き上げようというもの。一定以上というのは、世帯所得で160万円以上が目安です。

こう書くと、介護の費用に不安を抱く方も多いことでしょう。

生命保険文化センターの調べでは、一般の方が介護にかかると予想する費用は3000万円を超えています。けれど、実際に介護した方にアンケートを取ると、平均で

500万円ほど。介護保険があるので、想像するほどかからないということです。

介護保険は、介護が軽い順に、要支援1、2から要介護1～5まで7段階あり、各段階で、一定金額までの介護サービスを受けることができます。

たとえば、日常生活で何らかの部分的な介護が必要な要介護1という状況の場合、月16万6920円までサービスを受けられます。介護保険では、サービスでかかった費用の1割は自己負担なので、要介護1の人がこのサービスを一杯に受けたとすれば、自己負担は、16万6920円の1割の1万6692円となります。

もし、要介護1の人が、20万円分の介護サービスを受けたとすれば、16万6920円までは1万6692円となり、あとの3万3080円は全額自己負担となります。つまり、1か月の自己負担は、4万9772円ということ。最も状態が悪い要介護5の場合には、上限が36万6500円。一杯使えば、自己負担は3万6065円になります。

ただし、自己負担が一定額を超えると、超えた額を戻してくれる「高額介護サービス費支給制度」があります。たとえば、世帯全員が住民税非課税で、世帯の年金収入と所得の合計が80万円を超えていると、世帯での1か月の負担が2万4600円を超えたら、超えた額を戻してもらえます。住民税課税世帯の場合には、上限は3万7200円です。

心配な介護費用ですが、こうした制度を活用すれば、何とか乗り切れるのではないのでしょうか。

ルーツの手がかり



日本人の 名字 (30)

自分のルーツを知る最初の手がかりになるのは、なんといっても名字である。どこの地域に自分の名字が多いかを知れば、それによって先祖の出身地が、ある程度推定できるのである。

先日袴田さんという人に会ったとき、「あなたは静岡のご出身でしょう」と言ったら、見事的中した。御手洗(みたらい)という人は大分県、神門(かんど)は高根県、丸山姓はなぜか長野県に多い。

このように地方にはそれぞれ独特の名字がかたまっているため、それを知れば、自然に発祥地が分かる。日本で一番ポピュラーな名字は佐藤だが、彼らの遠い先祖はほぼ東北六県と見て間違いない。

知人に「田川」という人がいる。この名字は字画がやさしいのに、案外少なく、北九州に集中している。福岡県には田川市があるので、当然かもしれないが、かつて「鷹羽」と書いて「たがわ」と読ませた。鷹はこの地方で神の化身として信仰されているので、それにあやかっただろう。ちなみに田川姓の家紋は、ほとんど鷹の羽である。

名字のいわれを探ることは、自らのルーツを知ることに通じる。長い間ご愛読下さり、ありがとうございます。(横目正)

江戸

異聞

ふるかわ 古川
あいてつ 愛哲 (著述業)

イラスト◆末永士朗



〈第29回〉江戸でも麻は危険ドラッグであった

大麻だらけの江戸時代

大麻は珍しいものではない。麻の漢名が大麻で、つまりは「麻」である。

麻は古代から主要な衣服の原料なので、昔は各地で栽培されていた。

マリファナになる麻は、幻覚・麻酔物質 (THC) テトラヒドロカンナビノール) を多く含む「インド大麻」のみと思われがちだが、それは含有量の多少の問題に過ぎない。日本の麻もマリファナの成分THCを含有していた。すでに江戸中期の医学書「用薬順知」(一七二六年編算) は、麻を食すと「人をして狂笑止まざらしむ」と書き、マリファナの成分THCの作用「多幸感と解放感」を明記している。麻の栽培が盛んだった栃木県鹿沼地方では、昔から「麻酔い」なる言葉があり、麻畑で働いた後に「眩暈や眼気」に襲われることも知られていた。

これら麻のTHCの作用を「狂笑」や不快な「麻酔い」と表現しているのが、日本では伝統的に麻からマリファナを作るなど考えもしなかったはずである。

ついでに記しておけば、麻の葉や茎を乾燥させて吸引するのがマリファナで、葉や花の茎を集めて経口するのはガンジャ、茎の上部から分泌する樹脂を乾燥・粉末にしたものをハシシユと呼ぶ。むしろ、そんなことを江戸人は知らない。おかげでガンジャとも知らずに大騒動と

なった。江戸も後期の寛政十二(一八〇〇)年のことである。

ハチャメチャ

危険ドラッグ事件

複数の随筆が記録しているので、よほど話題になったに違いない。場所は江戸の谷中の妙伝寺(甲子夜話) あるいは西光寺(織錦舎随筆) とあるが、ともに上野寛永寺の山麓(東京都台東区谷中) である。事件の発端は、両随筆を総合するとこうなる。

早朝、谷中の西光寺(妙伝寺)を訪ねた人が驚いた。住職も、小僧も、寺男も全員倒れ伏している。見回せば、仏壇の本尊から仏具、戸障子の類まで全部打ち砕かれていた。訪問者は不審に思っ住職に駆け寄ってみると、死んではいない。熟睡である。声をかけても目覚めない。で、何度も揺すって、ようやく起きた住職の発した言葉は、

「あ、よく寝た。昨夜は面白かった」

と満足げなので、訪問者が、

「これは、一体どうしたことだ」

と室内を指さすと、住職は「ん？」と寝ぼけ眼で破壊の跡を見回すや、驚愕かつ戦慄した。事の次第を住職が語る。

「昨日、食事をしようと思ったところ、飯炊きの男の子が『裏の庭に麻が沢山生えている、あの若芽はとても味がいい。江戸の人は食べないのですか、田舎では賞味するものです』というので料理させ

たら、とても美味であったので、皆で鰹腹食べた。そのうち上気して何んだか腹が立ってきた。それから後は記憶がない」

吸引した大麻は数分で作用するが、食べた場合は一時間ぐらいして効果を発する。最初に一二歳になる小僧が両手に箸を持ち「面白い」と騒ぎだし、次に住職が応じて落花狼藉が始まった。

おそらく小僧がゲラゲラ笑いながら食器を壊すと、住職も「こんなもの！」と仏像を壊して一同爆笑、寺男も両戸を蹴破る乱痴気騒ぎとなったと思われる。

室内の物を全て粉砕する興奮状態で、疲れ果てた結果、そのままバタリと眠ってしまったとしたか思えない。

小僧の「面白い」との多幸感、仏像まで破壊する解放感、室内の戸障子まで全てを粉砕する興奮、それら事態の健忘など、大麻の成分THCの特徴である。

思えば寺院の閉鎖空間だから良かった。これが車宿(くるまやど)だったら、荷車を持ち出して江戸市中を興奮暴走して、人でもはねたら全員死罪である。そのような事件がなかったのは、江戸の随筆に「麻を食べると狂う」とか「麻毒」の文字が頻出し、麻は江戸の危険ドラッグ(毒薬)で、誰も口にしなければよかったことがわかる。

この話で麻を探して試みようと思う人もあるかもしれない。しかし今日の麻は、大麻取締法で品種改良されて、精神に作用するTHCの成分は皆無である。この事実を記しておく。

